

第3回 栃木県都市公園民間活力導入基本構想策定委員会

会議録

1. 第3回委員会 開催概要

開催日時：令和4年7月6日（水）午前10時00分から

開催場所：栃木県庁研修館 302 研修室（栃木県宇都宮市埴田 1-1-20）

議案等：(1) 栃木県営都市公園における民間活力導入に係る基本構想（案）について

2. 出席者

栃木県都市公園民間活力導入基本構想策定委員 5名（Webによる参加あり）

- ・青木 章彦 委員長
- ・熊倉 一臣 委員
- ・中村 祐司 委員
- ・福田 栄 委員
- ・町田 誠 委員

事務局

- ・吉成 克弘
- ・小野 浩明
- ・浦野 祐嗣

傍聴者（5名）

会議録

（事務局）

まもなく開会となりますが、開会の前に、本日お配りしております資料の確認をさせていただきます。

一つ目の資料として、次第、委員会名簿、資料一覧の3種類をお配りしております。また、二つ目の資料として、資料1、資料2、資料3の3種類をお配りしております。

御確認いただきまして、過不足がございましたら事務局までお申し出をいただきたいと思います。

つづいて、傍聴されている皆様に御案内いたします。

皆様からのご発言、録音・撮影については、ご遠慮頂きますようお願いいたします。

(事務局)

それでは定刻となりましたので、ただいまから第3回都市公園民間活力導入基本構想策定委員会を開会いたします。

本日の進行役を務めさせていただきます事務局の栃木県公園事務所 小野と申します。よろしく願いいたします。

開会にあたりまして、栃木県公園事務所長の吉成から挨拶申し上げます。

(公園事務所長)

こんにちは。栃木県公園事務所長の吉成でございます。

笹沼の後を受けまして4月に着任いたしました。どうぞよろしくお願い申し上げます。

はじめに、委員の皆さま方におかれましては大変ご多用のところ、本日の委員会に出席いただきまして誠にありがとうございます。厚く御礼申し上げます。

さて当委員会は、県営都市公園の魅力向上にあたり、民間活力の導入に係る基本構想を策定するため、専門的見地から意見を聴取することを目的に設置されております。

おかげさまをもちまして、これまで2回の委員会において委員の皆さま方からいただきました貴重なご意見やご助言を参考にさせていただきまして、各公園の民間活力導入方針や民間活力を先行的に導入する公園の選定等をまとめることができいております。

本日の委員会では、こうした成果の一つにまとめあげました民間活力導入に係る基本構想(案)についてご審議いただきます。

これまで同様に、忌憚のないご意見をたまわりますようお願い申し上げまして、甚だ簡単ではございますが、冒頭の挨拶とさせていただきます。

本日はよろしくお願い申し上げます。

(事務局)

それでは、第3回栃木県都市公園民間活力導入基本構想策定委員会に付議されました議案について、御審議をお願いいたします。

以降の議事の進行につきまして、委員長をお願いしたいと思います。

委員長、よろしくお願い申し上げます。

(委員長)

皆さんこんにちは。

それでは議事を進めさせていただきます。

(委員長)

まず、会議録署名委員を、中村委員と町田委員をお願いいたします。

後日、事務局から本日の会議録をお渡しいたしますので、御確認、御署名をお願いいたします。

それでは、次第の2 議事の(1)「基本構想(案)について」、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

それでは基本構想(案)の説明に先立ちまして、これまでの検討経緯についてご説明いたします。お手元の資料1の業務フローをご覧ください。

民間活力導入の基本構想策定にあたり、令和3年度より事務局では業務委託を行い、調査検討を進めてまいりました。

まず、令和3年10月には現地・机上調査を行い、指定管理者への事前アンケートを実施。その後、第1回目の委員会を開催させていただき、その後に実施予定であった、サウンディング調査やアンケート調査の実施計画、および各公園の評価基準などについてご審議いただきました。

令和3年11月から12月には民間事業者へのサウンディング調査を実施し、各公園の評価をとりまとめ、令和4年2月18日の第2回委員会において、日光田母沢御用邸記念公園を除く8公園で基本構想を策定し、このうち「みかも山公園」と「とちぎわんぱく公園」については、他の公園より高い市場性が見込まれるとの結果が得られたことから、先行してPark-PFIを導入していく公園として選定したところです。

第2回委員会の後、事務局のほうで8公園の民間活力導入の基本構想(案)をとりまとめてきておりました。本日の第3回委員会ではその基本構想(案)についてご審議いただき、栃木県の方針としてとりまとめたいと考えております。

次に、基本構想(案)についてご説明いたします。

お手元の資料2をご覧ください。

1ページをお開きください。

I章は、民間活力導入に係る基本構想策定の背景です。

本県ではp1に示す9つの県営都市公園を整備・運営しております。

いずれの公園も供用開始から20~50年が経過しており、老朽化が顕著化しているほか、時代の変化とともに施設の陳腐化なども現れており、県民の多様なニーズに応えきれない状況となっております。

このようななか、平成29年6月に都市公園法改正により公募設置管理制度(Park-PFI)という新たな手法が創設されたことから、本県の都市公園においても適切な民間活力の導入(活用)が課題となってきたところです。

p3では栃木県の上位計画での位置づけを記載しております。

栃木県の重点戦略である「とちぎ未来創造プラン(2021-2025)」では県営都市公園の民間活力導入について、「民間活力や地域の特徴を生かした都市公園の魅力向上」が位置づけられております。

また、県土整備部の「県土づくりプラン 2021」では都市公園の現状について、2011 の東日本大震災発生後の利用者数の落ち込みから回復以来、450 万人前後で推移しており、施設についても時代の変化とともに新鮮味が失われつつあることから、民間活力を十分に活用しながら、魅力向上を図ることが必要とされています。

その成果指標として「年間の都市公園利用者総数 500 万人」が設定されており、その達成を目指します。

II 章(p 5)は、民間活力導入に係る基本構想策定の目的です。

I 章の背景のもと、各公園のコンセプトの維持や拡充を図りながら、施設の老朽化や新たなニーズへの対応、地域の魅力や資源を生かした活性化を果たしていくためには、p 5 の表 1 に示す多様な手法を効果的、効率的に活用していくことが肝要となります。

このように、各公園の現状や課題を整理したうえで、民間事業者への聞き取り結果なども踏まえ、本県としての姿勢を「民間活力導入の基本構想」としてとりまとめ、効果的・効率的な導入を図るため指針とすることを目的としています。

表 1 ではそれぞれの手法の概要および本県での活用事例などについてとりまとめています。

指定管理者制度は全公園で活用済み。

設置管理許可制度は、総合運動公園の「とちのきファミリーランド」や那須野が原公園の「ファミリープール」など、管理許可制度は井頭公園の「陽だまり亭」やみかも山公園の「みかも山岩舟特産館」などです。

このうち、新たな手法である Park-PFI の概要については p 7 に記載しています。

III 章(p 8)は、民間活力導入に係る基本構想の対象公園です。

本県の県営都市公園 9 公園のうち、今回の基本構想の対象とする公園は、管理者が公益財団法人栃木県民公園福祉協会に特定されている「日光田母沢御用邸記念公園」以外の 8 公園とします。

表 2、図 3 には対象公園の概要と利用者数の推移を示しています。

利用者数では「みかも山公園」と「総合運動公園」、「とちぎわんぱく公園」が 80～90 万人と、年間利用者が高い公園となっています。

IV 章(p 9)は各公園の課題です。

表 3 に示すように各公園とも施設の老朽化などに伴う魅力の低下や利用者の満足度向上のための工夫や新たな施設が必要という状況となっております。

V章(p 11)は県営都市公園における民間活力導入に係る基本方針です。

本県の県営都市公園は 9 公園全てで指定管理者制度を導入し、管理運営を進めています。今後、更に民間活力を導入するにあたっては、本県の考えを民間事業者と共有し、民間活力を効果的・効率的に導入していくことが重要となります。

従前通り、指定管理者が公園全体の管理運営を行うことに変わりはないが、新たな民間活力がその一部を担い、ともに県営都市公園の魅力向上を図っていくためには、県営都市公園が開園当初から育ててきた「コンセプト」を重視しつつ、それら「コンセプトとの整合」をとることが重要となります。また、「公園利用実態との適合」「公園の課題への対応」を念頭に置きながら、「地域との連携・地域への貢献」という視点も加えることで、公園内外を含めた幅広いニーズに対応し公園利用者の満足度を向上させることが可能となります。これと民間事業者の求める「市場性」とを両立させることで相乗効果が生まれ、更なる魅力向上が図られるものと考えます。

以上のことから、本県としての明確な指針を示すため、各公園の「コンセプト」とともに本構想において位置付ける「目指す公園像」「求める機能」を表 4 に整理しております。

VI章(p 13)は、民間活力導入手法です。

p 5 の表 1 に示したように県営都市公園ではすでに様々な民間活力を導入しています。ここでは p 11～12 で示した各公園での「求める機能」をどのような手法で導入していくのかをまとめています。

表 5 は、想定される手法について、民間事業者への意向調査の結果なども踏まえ、まとめたものになっています。

各公園の「求める機能」には、飲食機能や遊戯機能、宿泊機能などがありますが、導入手法は Park-PFI のほか、行為許可制度、設置管理許可制度などが考えられます。

また、今後の導入方針としては、前回までの委員会の結果も踏まえ、「2」のような方針を定めています。

今回基本方針を定めた 8 公園のうち、公園の利用実態や課題等の整理、および民間事業者への意向調査を実施し、「栃木県都市公園民間活力導入基本構想策定委員会」において専門的な意見を聴取したうえで、今後、民間活力を先行的に導入していく候補となる公園として、「みかも山公園」と「とちぎわんぱく公園」の 2 公園を選定しました。

選定した理由は、年間を通じて比較的安定的に多くの公園利用者数の実績があることに加え、ヒアリング等による民間事業者への意向調査を行ったところ、他の公園と比較しより

多くの事業提案が見込まれるとの結果が得られたことによります。
また、それ以外の公園についても、それぞれのコンセプトや課題ならびに市場性等について適宜判断を行いながら、今後の導入の可能性について引き続き検討していくものとします。

VII章(p 15)は、これまで説明してきた、各公園の民間活力の導入方針とイメージを公園ごとに図表を用いて1枚にとりまとめたものになります。

各公園のコンセプト、利用目的、利用者数などの現状

各公園の課題や「目指す公園像」と「求める機能」

民間活力の導入イメージの例や想定するエリア

などを記載しています。

VIII章(p 24)は、p 16～23 までの導入方針とイメージを表形式に置き換え、一覧表としたものです。

本日お配りしている資料3は資料2基本構想(案)の概要版となっております。

なお、本日お配りしました式次第と資料1から資料3につきましては、本日の委員会を経た後に公表する予定となっております。

基本構想(案)についての報告は以上です。

(委員長)

ありがとうございました。

ただいま事務局から議事の(1)につきまして説明がございました。

各委員の皆様から御意見、御質問がございましたらお受けしたいと思いますので、挙手をお願いいたします。

(委員)

今のご説明の最後にあった資料の公表についてですが、今日の委員会の後公表ということでしょうか。

(事務局)

今回意見をいただいた内容を踏まえ修正をさせていただいた上で、庁内の会議で報告をした上で今月末に公表という流れとなっております。

(委員)

わかりました。このまま公表ということであれば、意見を今更言えないなと思ったものですから。

以前いただいた資料と微修正された資料を拝見して思ったことですが、これは色々なお考えや位置付けがあることだと思いますが、今回の基本構想（案）は Park-PFI の導入を、ということと理解しています。

いくら専門の方の中での資料だとしても、県の都市公園に対して新しい PFI の中でも Park-PFI を取り入れるということですから、タイトルでは無理だとしても、目次の「VI 章民間活力導入手法」のところは、p 13 のメイン、主内容は導入手法として Park-PFI が考えられるという強烈なメッセージであると考えます。そうであればVI章の副題として例えば「Park-PFI の導入」であるとか、もっとはっきりとVI章のタイトルに Park-PFI という言葉を盛り込んでいかないと、隠れているように見えると思います。せめて目次のVI章に盛り込んでいただきたいというのが個人的な意見です。

もう1点よろしいでしょうか。p 2の下から2行目のところで「さらに平成 29(2017)年 6月、都市公園法に公募設置管理制度（以下「Park-PFI」という）」という記載があります。県が文章を示していく上で、カッコというのは国が Park-PFI としているのだと考えますが、今の記載ですと「「Park-PFI」という」というのを県が言っているように見えてしまうのではないのでしょうか。

また、ここで初めて Park-PFI という言葉が出てくるので、読んでいるもの、県民としては、PFI が脚注にあるので、例えば Park-PFI が PPP/PFI 手法の一つであるということであればp 7参照などと書いておく方が良いと思います。

またp 7のアスタリスク（※）の対象は、p 4 県土整備プラン 2021 の抜粋「主な取り組み」の Park-PFI に紐づいているのでしょうか。わかりにくいと思います。

（委員長）

事務局よりご回答お願いいたします。

（事務局）

あくまでも私どもは基本構想をまとめる上で、民間活力導入に係る多種多様な導入手法をまとめようという意図がございましてこのようなまとめ方になっておりますが、委員からご指摘のあった内容についても考慮したいと思います。

（委員）

2点目については、Park-PFI の説明の場所がわかりにくいということです。p 4に付いているアスタリスクの説明がp 7に飛んでいるように見えます。

（委員長）

p 7で説明しているアスタリスクがどこを指しているかということでしょうか。

（事務局）

説明が分散しわかりにくい構成になっているので見直しさせていただきたいと思います。

(委員長)

それぞれのアスタリスクについて「p 7 参照」と書いておくなどが良いでしょうか。

(事務局)

p 4にある「重点施策(3)」は、資料そのものが県土整備プランからそのまま抜粋したものですから、見出しの振り方等がわかりにくくなっておりますので、その点気をつけたいと思います。

(委員)

もう1点です。資料2の各公園の基本構想に図示している、エリアのABC等アルファベット表記がわかりにくいので、せめて太字にしてもらえると良いと思います。赤丸が目立つわりに、ABCが何なのかがわかりにくいです。

(委員長)

続いて、基本構想におけるPark-PFIの位置付けについて各委員にお諮りしていきたいと思います。

県としては全体的な民間活力導入についての方針でありPark-PFIはその一部であると。一方でサウンディング調査からするとPark-PFIという言葉も出てきています。

委員はこの点についてお詳しいと思いますので、アイデアいただけますでしょうか。

(委員)

基本構想の目次にPark-PFIと明記するかどうかですが、これから公募設置等指針を作成して、民間事業者に企画提案を募っていくというのはPark-PFI制度そのものだと思いますが、それ以外の手法についても用いる考えがあるかどうかについて、県ではどのようにお考えでしょうか

(事務局)

Park-PFIありきではなく、Park-PFI以外の制度につきましても、適切な手法を使って導入していくというのが基本的な考え方です。その可能性を探るためにも、今回の基本構想を策定することとしています。

(委員)

広義でいうと、指定管理者制度も民間活力導入という施策の一部であると考えられ、栃木県でも全ての公園で指定管理者制度が用いられています。また最近よくあるのは、Park-PFIと指定管理者制度を同時に募集していく、その中でPark-PFIに乗らない通常の設置管理許可も認める、指定管理に付せず管理許可で管理させるなど、非常に複合的な手法で

の運用が行われるようになってきています。Park-PFI だけではなく他の手法もという考え方であれば、目次には Park-PFI と明記しない方法はあると思います。ただ現実的にいうと、今回の作業は Park-PFI で公募をかけていくということを前提とした県営公園のスクリーニングということにはなっています。それについて、章立てやタイトルに Park-PFI と明示しないのであれば、説明文でそれがわかるようになっていけば良いと思います。

(委員)

p 13 の表 5 は Park-PFI で導入していくという県のメッセージそのものではないでしょうか。この内容を受けた目次、Park-PFI を入れた目次にする必要があると思います。鬼怒グリーンパークのキッチンカーを別として、全ての公園で導入手法として Park-PFI が示されているので、これをタイトルや副題に書くことは、行政としてのメッセージに対する責任だと考えます。

(委員長)

記載上の工夫の仕方はありそうに考えます。事務局に確認ですが、「VI章民間活力導入手法」で示されている手法は、サウンディングを含めた調査の結果としての手法でしょうか。

(事務局)

その通りです。

(委員長)

Park-PFI ありきではなく、調査の結果から民間活力導入手法として Park-PFI が出てきているということで、とりまとめてはどうでしょうか。

(委員)

表 5 では Park-PFI との記載が 15 か所もあります。タイトルの副題であっても目次には Park-PFI に着目して等と書くべきではないでしょうか。通常の報告書の流れであれば、それが県としての誠意あるメッセージではないでしょうか。

(事務局)

調査した上で各公園において求める機能が出てきまして、それに対してどのようなものを整備していくか、その手法としてはこういう手法が考えられる、という流れになっています。そのため求める機能を整備していく導入手法としては結果として Park-PFI が多くなっているということ、文言として一言入れるということで整理したいと考えておりますがいかがでしょうか。

(委員)

それと同時に「求められる導入手法」等とした方が良くもありません。

(委員)

p 13にある「求める機能」は誰が求めている機能なのでしょうか。県民でしょうか、県でしょうか。またそれはどのように把握したのでしょうか。

サウンディング調査で事業者から提案がありましたが、県としてもある程度 Park-PFI の導入を想定してサウンディング調査を実施したのだと思います。

可能性として Park-PFI という手法が有力だという前提があるのだから、副題に入れるかどうかは考え方が色々あるのだと思いますが、「1 民間活力導入手法」の本文 3 行の下に「サウンディング調査の結果も踏まえて整理した」という記載があった方が良いと思います。次の p 14 の「2 今後の民間活力導入方針」は完全に Park-PFI の話にもなって行きますので。

他の設置管理許可等を拡充、応用していくことで、民間活力導入を拡大していくということはあると思いますが、ここでは今後の導入方針として Park-PFI を 2 公園やっていくということであるので、委員の御意見の通りだと考えます。

(委員)

通常の読み方をするとそのようにとらえられると思います。ただし、見出しや副題に Park-PFI と記載することが難しいのであれば、本文中への記載でもけっこうです。

(委員長)

調査結果から Park-PFI が導き出されたという説明、記載が必要だと思います。

例えば目次に Park-PFI を盛り込めるかどうかも含めて事務局で検討していただき、各委員に了解をもらった上で目次、VI章をとりまとめることで進めていただきたいと思います。

これについて委員から御意見ありますでしょうか。

(委員)

そうしたコメントを入れていただくということは結構だと思います。

むしろ今議論になってしまっている表 5 について、求めている機能なのか、誰が求めるのかというところが確かにあります。

事業者からの提案からはこういう施設は成立する、一方で各公園にはそれぞれの基本計画がありそれとの整合を図った上でその機能が適合している、ということからこの表が出来上がっているという位置づけだと思います。また表 5 の上の本文の書きぶりも、もう少し丁寧な方が良いと思います。

表 5 の導入手法について、例えばキッチンカーであれば行為許可という対応になっていますが、必ずしも行為許可だけでも言えません。キッチンカーも Park-PFI において実施していることもありますし、Park-PFI 自体がそもそも設置管理許可ですので、この表をどのように書くことが良いのか悩ましいところがあります。

鬼怒グリーンパークでは、行為許可としか書いてありませんが、BBQ やキッチンカーは設置管理許可でも Park-PFI でも可能です。またジップラインは Park-PFI だけとしている那須野が原公園と、設置管理許可制度と Park-PFI が併記されている井頭公園があるなど、こういう考えでこういう制度、手法を想定しているところを県が整理された上で書かれているのであれば良いですが、対応イメージと導入手法が一对一であり他に可能性がないということだととらえられていると、それは事実とは異なると考えています。

(委員長)

ありがとうございます。

事務局からご説明、委員へのご回答をお願いします。

(事務局)

ご指摘のありました導入手法については、どのような手法が対応可能なのかは確認して整理したいと思います。

(委員長)

表 5 の上の本文についても、先ほど委員からもご指摘ありましたが、誰が求めている機能なのかという点、Park-PFI はサウンディング調査の結果を踏まえて抽出されている点についての説明も必要かもしれません。

(事務局)

補足よろしいでしょうか。

先ほど御質問、ご指摘のありましたジップラインの導入手法についてです。

井頭公園については真岡市を中心とした協議会が立ち上がっており、これを踏まえると真岡市が設置管理許可を活用して導入する可能性が高いということで、井頭公園では導入手法に設置管理許可制度を追記しております。

一方で那須野が原公園では、地元自治体による動きが現状ないため、導入するとすれば Park-PFI が現実的ではないかという考えから記載しております。

例えば井頭公園の宿泊機能のキャンプ場・グランピングでは、導入手法として Park-PFI を記載しておりますが、こちらはキャンプ場にのみ Park-PFI がかかるのではなく、グランピングについても Park-PFI がかかるということで見ただけであればと思います。表記方法については工夫させていただきますので、そちらで修正は進めさせていただきます。

(委員)

Park-PFI と設置管理許可は、法律に基づく手続きが Park-PFI というだけで根本的には同じです。今の説明ですと、地元市町が置く場合は Park-PFI によることがまずないということでしたが、制度上は妨げていないと考えます。いずれにしても Park-PFI を設置管理許可制度がベースとなり出来上がっている手続き制度と考えると、Park-PFI と設置管

理許可制度を並列することには微妙な違和感があります。そういった部分も含め、導入方法の書きぶりを考えていただきたいと思います。

(委員長)

そうなると表 5 は少し精査した方が良いですね。

説明を聞くと理解できますが、表だけでどう理解していただくかが必要になります。

(委員)

キッチンカーの導入手法を行為許可制度とされていますが、こういう決めつけも気になります。

キッチンカーは行為許可、設置管理許可、Park-PFI、いずれでも成立しますので、本当に言うに難しい判断です。行為許可制度だけでは成立せず、モノを売るという行為を許可した後キッチンカーを置く占有という手続きをしませんと、公園にキッチンカーが入れません。

事業者が行為許可でやりたいという意向がある場合はこういう書き方になるかもしれませんが、認め方や導入手法は複数あるということです。

(委員長)

ありがとうございます。

書きぶりについては事務局で精査をいただいて、委員の御意見をうかがいながら誤解のないよう修正してください。

委員の御意見については、目次についても精査いただければと思います。

他の委員からも御質問、御意見お受けしたいと思います。

(委員)

p 14 「2 今後の民間活力導入方針」について、結局は 2 公園を選定したという結論になるのだと思いますが、下から 5 行目からの選定理由について、もう少し詳しく説明していただきたいと思います。いろいろ検討してきて委員会でも御意見をいただき、2 公園が妥当であると整理してきた経緯について、利用者が多い、多くの事業者提案があった点を含め、どんな提案があったか等についてももう少し詳しく記載があると良いと思います。県民の方からすると、我々の地元でもやってほしいということもあるのではないかと思います。丁寧な説明が必要ではないかと思い提案させていただきました。

(委員長)

事務局いかがでしょうか。

(事務局)

精査させていただきます。

(委員長)

ご指摘のようにこれまで検討してきた経緯もありますので、事務局で精査してもう少し詳しく追記をお願いします。

他の委員はいかがでしょうか。

(委員)

先ほど委員からのお話にもあったように、Park-PFI は新しい制度ではありますが、設置管理許可制度の一部であり手続きが違うだけである一方、言葉だけが先行すると、民間主体で物事が進んでいくようにとらえられる可能性もあります。

まさに p 11 の 2 行目に「本県の考えを民間事業者と共有し、民間活力を効果的・効率的に導入していくことが重要」とあるように、あくまでもこれまで県として公園を設置した経緯や県の五か年計画、総合計画などもありますので、県の主体性は必要なものと考えます。

そういう意味で、特に p 14 の導入方針において、関係する市町との意見調整を綿密に行っていくことを明記していただきたいと思います。

ご案内の通り、とちぎわんぱく公園であれば壬生町が壬生総合公園、壬生町おもちゃ博物館との連携などに係る計画等が具体的にあります。みかも山公園については栃木市と佐野市にまたがっている公園でゲートも 3 か所にありますので、意見調整は綿密に行っていく必要があります。今現在もイベントは各市町と連携しながら行っています。

そういう意味では関係市町との意見調整を行う点、県が主体性を持って進めていく点を改めて明記していただきたいと思います。

また p 2 の最後に「適切な民間活力導入手法の活用が課題となっている。」とありますが、ここでは「適切」ではなく、便益を求めて実施していきますので「効果的な」や「合理的な」という表現に直した方が良いと思います。

(委員長)

ありがとうございます。

一つは市町との調整を綿密に行う点、もう一つは県が主体的にやっていく点をしっかり明記していただきたいとの御意見がありましたが、これについては事務局いかがでしょうか。

(事務局)

わんぱく公園周辺については壬生町の、井頭公園周辺では真岡市の計画等もありますので、それを含めて連携が重要であるという点を追記させていただきます。

(委員長)

よろしくお願いします。

もう1点はp2の表現について、「効果的な」あるいは「合理的な」とすることについて、精査していただければと思います。

県が「適切な」とした理由はありますか。

(事務局)

委員からご提案のあった表現の方がより良いと考えます。事務局で精査させていただきます。

(委員長)

委員いかがでしょうか。

御質問、御意見お願いいたします。

(委員)

p2になるのか、その先のp5「Ⅱ 民間活力導入に係る基本構想策定の目的」の本文のどちらが良いのかという話がありますが、これまでの各委員のご議論を聞いていても、なぜ民間活力なのかというところが文章から読み取れないということがあると思います。

例えばp5の本文には「公園利用者の利便性向上」と書かれていますが、本来であれば民間事業者でないと実現できないのはサービスであると考えます。

サービスの向上をしないと、利用者数が450万人から500万人にはならないという構図が現時点では言葉からは読み取れないので、民間活力導入というのはサービスを向上させること、利用者に対するサービスを向上させることであると。それは民間事業者がノウハウ面等で圧倒的にアドバンテージがあるので、そのための民間活力導入であるという構図が見えてくると思います。

こうしたことを踏まえ、p5に公園利用者に対するサービスを向上させるということを書いていただきたいと思います。

(委員長)

ありがとうございます。

事務局いかがでしょうか。

(事務局)

最終的には利用者に対するサービスの向上が一番の目的でありますので、その点について文章に盛り込んでいきたいと考えます。

(委員長)

よろしくお願いします。

委員、他にございますでしょうか。

(委員)

大丈夫です。

(委員長)

一通り皆さんの御意見をうかがってまいりましたが、他の委員の方の御意見をうかがってからの新たな御意見、御質問はありますでしょうか。

(委員)

先ほどのお話から、キッチンカーは必ずしも行為許可だけでなく他の手法でも可能であるということについての理解、気づきがありました。

手法の重なりについては理解しましたが、表1で手法を分類、類型化していますので、表5の導入手法としては表1のどの手法に該当するのかということになると思います。そこが難しいなと感じました。他の手法でも実施可能であるということ表現しようとするのは難しいですね。

(委員長)

事務局いかがでしょうか。

(事務局)

栃木県では一般的にキッチンカーは行為許可で実施しているということから、このように表記させていただいています。委員のご指摘のように設置管理許可、Park-PFI、あるいは指定管理者の中で対応していただいているのも実情ではありますが、その場合でも栃木県では別途行為許可をとっていただいていますので、狭い範囲ではありますが行為許可として表現することが、先ほど委員からもご指摘のあった表1とのリンクを考えてもよろしいのではないかと考えております。

(委員長)

事務局の回答について、いかがでしょうか。

(委員)

表5がすごく議論する必要がある内容なのか、あるいは今のご説明のように一般的に栃木県営公園ではキッチンカーは行為許可で認めていると言われれば、そういうことだと思います。

「導入手法」ではなく「想定される導入手法」くらいに書いておくと、それ以外の手法はないというように読まれることはないので、このような標題にして表の内容はこのままにしておくということはあると思います。

(委員)

「想定される導入手法」とすることに賛成です。

(委員長)

少なくとも表 5 は見直していただくことになりますので、その中で誤解のないような記述とするようにしてください。

他にはいかがでしょうか。

(委員)

基本構想を作る方も大変だと思いますが、委員からいただいた御意見については検討の余地がありますし、反映していただきたいと思います。

私からは Park-PFI を導入する 2 公園の選定理由の追記を申し上げましたが、民間活力を導入しサービスを向上させるということ、それを一番メインにしているということを明記することが重要だと思います。

(委員長)

委員いかがでしょうか。

(委員)

あくまでもみかも山公園、とちぎわんぱく公園のまず 2 公園をやって、やった後詳細を決めましょうということだと思います。先行的に導入というのを前に出していくと。事務手続き的に一度に 2 公園をやるだけでも相当な事務負担になると思います。やはり県としても手続きに慣れることが必要ですし、ルーティンを確立することも必要になります。そのために 2 公園を先行することをご提案させていただきました。

あくまでも従来の指定管理者と同様、ユーザーと言いますか利用者の意見を聞きながら調整していただきたいと思います。2 公園だけかたとらえられるのも本意ではありませんので、先行的という部分を強調していただければと思います。

(委員長)

委員、他に何かございますでしょうか。

(委員)

私からは他には意見ございません。

(委員長)

各委員の御意見出尽くしたと思いますので、他に御意見ないようですので、議事につきましては終了したいと思います。

本日の会議では様々な御意見が出たと思いますので、事務局ではそれを取りまとめて各委

員に確認のうえ、公表まで修正をお願いします。

事務局ではそれを参考にして Park-PFI の先行に向けた今後の作業を行っていただければと期待しています。

以上をもちまして、私が預かりました議事が終了しました。

ありがとうございました。

それでは、この後の進行については事務局にお返しします。

皆さま、ありがとうございました。

(事務局)

長い時間にわたり、貴重な御意見をいただきまして、ありがとうございました。

本日いただいた貴重な御意見を踏まえ、作業の方を進めてまいりたいと考えております。

最後に次第の「3 その他」となりますが、資料1をご覧ください。

業務フローの下に書かれております「今後のスケジュール」についてご説明いたします。

今回の委員会はこの第3回で終了となりますが、今後はまた別の委員会を立ち上げこれらの内容について検討していく予定です。

今考えているスケジュールとしては、令和4年度の上半期頃に Park-PFI 事業化の検討に係るサウンディング調査に入っていきたいと考えています。

下半期頃には公募設置等指針を作成して公表していきたいと考えております。

令和5年度には基本協定の締結、計画の認定等を行っていきます。

スケジュールの説明としては以上ですが、御質問はございますでしょうか。

(事務局)

特にないようですので、本日の委員会はこれにて閉会とさせていただきます。

皆様、本日はたいへんありがとうございました。

以上